

令和7年度調整給付金(不足額給付)申請書  
(令和6年1月2日から令和6年12月31日までの間に朝倉市に転入した人用)

令和7年度調整給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた人等に対し、不足する額を支給するものです。

調整給付金(当初給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)人に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村  
(令和7年度住民税の課税市区町村)

朝倉 市長 殿

朝倉市  
受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

※本様式は、調整給付金(不足額給付)の支給対象となりうる人で、申請が必要な人が使用するものです。確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合は、本市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。調整給付金(不足額給付)の受給には、確認書の提出が必要です。

## 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録があった人で、下記の支給要件に該当する人が対象となります。具体的には以下の人が該当する可能性があります。
- ・令和6年所得額が令和5年所得額より少なかった人(例:令和6年所得が令和5年所得よりも小さかった人)。
  - ・令和6年中に扶養親族が増えた人(例:お子さまが出生された人)等。

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
令和6年1月1日時点にお住まいだった住所		
<input type="checkbox"/> 現住所と同一		
<input type="checkbox"/> 現住所と異なる(住所: )		

※現住所と異なる場合は、当時お住まいだった住所を必ず記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。

## 【代理申請を行う場合】

本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

## ■代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の方
- ②別世帯の親族の方…ご本人の登記されていないことの証明と本人との親族関係を証明する書類が必要となります。
- ③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人) …登記事項証明の写しが必要となります。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付)申請書の提出・給付金の受給に関する 権限について委任します。			本人氏名	署名

## 2. 振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上ご記入ください。  
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

## ■ゆうちょ銀行以外

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
銀行・金庫・信組 信連・農協・漁協 信漁連	本店・支店 本所・支所 出張所	普通 当座		
金融機関コード	支店コード			

## ■ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又は キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※		

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合は、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合は、調整給付金(不足額給付)は支給されません。

**【支給要件】**

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円×減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円×減税対象人数※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付)の額

② 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に課税所得はありません。

**提出書類**

『令和7年度調整給付金(不足額給付)申請書』(本書類)※必要事項をご記入ください。

申請者(又は代理人)の氏名など(表面)

振込口座(表面)

誓約・同意事項(裏面上部)

署名(裏面下部)

『調整給付金(当初給付)の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書など』

※令和6年度に給付された調整給付金(当初給付)の額がわかる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、

令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書 又は 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

『令和6年分所得税の源泉徴収票 又は 確定申告書の写し(コピー)』

※給付額算出に必要な令和6年 所得税額等や、令和6年分 所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請書の マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

(コピー)を添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)

を添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合は、確認書の送付ができません。)

本申し立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名